

滋賀県立大学D棟エレベーター更新業務

入札説明書

令和6年4月

公立大学法人滋賀県立大学

この入札説明書は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規則第4号）、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規程第54号。以下「取扱規程」という。）、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告等」という。）のほか、公立大学法人滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名：滋賀県立大学D棟エレベーター更新業務
- (2) 契約の内容等：別添契約書（案）および仕様書による。
- (3) 履行期間：契約締結日から令和6年10月15日まで
- (4) 履行場所：滋賀県彦根市八坂町2500

2 入札に参加する者に必要な資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 取扱規程第3条に規定する者に該当しない者であること。[注1]。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。ただしこの場合はこの公告に係る入札手続に間に合わないことがある。

＊滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格：滋賀県 会計管理局管理課

○営業種目として、次のいずれかが営業種目に登録されていること。

・大分類：役務 中分類：庁舎関係設備保守・点検

- (4) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による指名停止等の措置期間中でないこと。
- (5) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者は、書類を持参または郵送にて提出すること。提出なき場合は、入札に参加できない。

書類、提出先、提出期限：公告による

3 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者についてのみ入札公告で示した参加資格を有しているかどうかの確認を行う。最低価格の者が参加資格を有していなければ、その者の入札書は無効とし、その次に低い価格の者の確認を行う。

4 契約条項等を示す場所および期間等

(1) 契約条項を示す場所および問い合わせ先

滋賀県立大学 事務局財務課 〒522-8533 彦根市八坂町2500

TEL：0749-28-8207 FAX：0749-28-8471 メールアドレス：shisetsu@office.usp.ac.jp

(入札説明書等については、ホームページ内から当該公告の添付ファイルをダウンロードすること。郵送等による交付は実施していない。)

(2) 契約条項を示す期間

公告による

5 入札説明会の日時および場所

入札説明会は行わない。

6 質問および回答の方法等

(1) 質問方法

質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、持参またはFAXにより、4(1)に示す場所へ提出すること。

なお、質問票をFAXした場合は、必ず到着確認を電話ですること。

(2) 質問期限

令和6年4月11日（木）午後4時

(3) 回答方法

質問事項および回答は、ホームページに掲載する。

(4) 回答期日

令和6年4月15日（月）午後5時を目途に回答する。

7 入札および開札の日時および場所

公告による

8 入札および開札

(1) 入札参加者またはその代理人は、仕様書および契約書（案）を熟覧の上、入札しなければならない。

(2) 入札書および入札書に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札

金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(3) 入札参加者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別紙様式 3）を封筒に入れ、封筒の表に「入札書」と記載し、件名を併記すること。なお、代理人が入札する場合にあっては、入札書提出前に入札権限に関する委任状（別紙様式 2）を提出しなければならない。

ア 入札金額（税抜）

イ 業務名

ウ 履行場所

エ 入札保証金（「免除」と記入）

オ 日付

カ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）および押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

キ 代理人が入札する場合は、委任状を添えた上で当該代理人の住所、氏名および押印

(4) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正はできない。）は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(5) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

(6) 入札執行者は、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めることができる。

(7) 入札参加者またはその代理人の入札金額は、本件業務の他、一切の諸経費を含めて、入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札をした場合において、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(9) 開札中または再度の入札中において、次の各号に該当する者は当該執行室から退場させる。

ア 私語、放言等をした者

イ 酒気を帯びて当該執行室へ入室した者

ウ 公正な競争の執行を妨げ、または妨げようとした者

エ その他入札執行者が特に指示した事項を遵守しない者

9 保証金

入札保証金および契約保証金については、免除する。

10 郵便等による入札の可否

不可とする。

11 最低制限価格

最低制限価格は設けない。

12 無効の入札書

入札書で、次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札書
- (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札書
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札書
- (5) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札書
- (6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札書
- (7) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札書
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

13 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (3) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

14 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内に（特別の事情があるときは、指定の期日までに）契約書の取りかわしをするものとする。

- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において、契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名し押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

15 支払条件

前金払および部分払は行わない。

16 その他必要な事項

- (1) 入札金額は、各種物品・設置作業・調整にかかる費用、廃材処分費用、材料費、雑材費、諸経費等をすべて含んだ金額とすること。
- (2) 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (3) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件業務に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 天変地異その他やむを得ない理由があるときまたは入札執行者が入札の公正な執行支障があると認めた場合は、これを延期し、または取りやめる。この場合における損害は、入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (5) その他入札執行者が指示する事項を、遵守すること。

[注1]

—公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程—

(一般競争入札に参加させることができない者)

第3条 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者